

鹿島市耐震改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震に対する住宅の安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震改修事業を実施する民間建築物の所有者等に経費の一部を予算の範囲内において補助することとし、その補助金の交付については、鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 耐震改修事業 耐震改修促進計画に基づき実施する社会資本整備総合交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）「付属編Ⅱ編第1章イ－16－（12）－①住宅・建築物耐震改修事業」に定める住宅・建築物の耐震改修又は建替えに関する事業をいう。
- (2) 建築物の所有者等 建築物の所有者及び所有者に代わり耐震改修工事に要する経費を負担する親族等をいう。
- (3) 判定委員会 全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体（「耐震判定委員会登録要綱」に基づいて登録した耐震判定委員会）をいう。
- (4) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって既存耐震不適格建築物であるものをいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、別表の定めに応じて耐震診断を行う民間建築物の所有者等（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体。以下「補助対象者」という。）とする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助対象者は、前項各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市税を完納していない者は、補助対象者とならない。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額については、補助対象経費から除外する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助を受けようとする建築物の位置図
- (2) 建築物の所有者、建築年及び建築面積の分かるもの
- (3) 所有者と申請者の関係が分かるもの
- (4) 耐震診断結果報告書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 滞納のない証明書
- (7) 耐震改修後の耐震性能について記載された書類の写し（判定委員会の評価を受けたものに限る。以下「改修計画」という。）。ただし、木造住宅については耐震補強計画書（建築物の耐震性能を向上させるための

補強計画で、その耐震性能を一般社団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」により確かめたものをいう。）

(8) 設計図書（判定委員会の評価を受けた際、提出したもの。ただし、木造住宅については配置図、平面図、立面図とする。）

(9) 耐震改修工事に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類。ただし、前条第2項に該当する場合は、その金額を書類に明記すること。

(10) 建築物の外観写真

(11) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に補助金の交付決定の通知をするものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は前条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに補助金交付申請取下届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

（事業内容の変更）

第8条 補助事業者は第6条の規定による補助金交付決定の通知を受けたのち、事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、これを承認し、補助金変更交付通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修工事の実施）

第9条 耐震改修工事を行うために契約を締結する場合は、市内又は県内企業と契約するように努めなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 耐震改修に要した経費の領収書の写し

(3) 改修計画に基づいて工事が実施されたことが確認できる書類

- (4) 工事写真（耐震改修事業に係る全ての工事内容（施工前・施工後）が確認できるもの）
- (5) 完成写真（全景）
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その確定した補助金の額を補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた所有者等は、補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。

（補助の重複の禁止）

第13条 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（関係書類の整備・保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象建築物	補助対象経費	補助率
次の要件に該当する住宅 (1) 市内に存する民間のもの (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの	国要綱「付属編Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額」のうち、第4項に掲げる経費	補助対象経費の23%以内 ただし、補助金の上限額は次のとおりとする。 400,000円/戸

備考 昭和57年1月1日現在に存在していたことが不動産登記簿、固定資産台帳により確認された建築物は、昭和56年5月31日以前に着工された建築物とみなす。